

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和元年台風第15号災害対策業務(給水支援)水機構
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契約締結日	令和2年3月23日
契約の相手方の氏名及び住所	独立行政法人 水資源機構 契約職 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,214,454円(税込み)
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,214,454円(税込み)
随意契約によることとした理由	本作業は、令和元年9月11日からの台風第15号がもたらした風雨によって停電が発生した地域において、独立行政法人水資源機構から可搬式海水淡水化装置の支援を受け、給水活動を行うものである。 大規模な停電が発生した地域では、ライフラインである上水道の供給が停止したため、被災地域の国民生活は元より、現地で災害応急復旧に従事する作業員等の生活面にも問題が生じる恐れがある。 被災地域で応急復旧作業を迅速かつ円滑に進めるためには、上水の確保が必要であること等から、関東地方整備局として当該作業を実施したものである。 本作業は、緊急的に必要となった被災地域での給水活動を目的としており、緊急の必要により通常の競争に付すことができないため、「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる上記の者は、関東地方整備局と「災害時における災害対策用機材等の相互融通に関する協定書」(以下、「協定書」という。)を締結し、渇水時や災害時など緊急時における用水の確保手段として過半式海水淡水化装置を保有していることから、迅速かつ確実な災害対策業務を行うことができる唯一の者であると判断し、契約の相手方としたものである。
備 考	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号

注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。